

政令番号316 ニトロベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和2年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	2.6E+0			2.6		2.2E+3	2,200.0	2,202.6
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県						2.4E+4	24,000.0	24,000.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	4.7E+1			47.0				47.0
23	愛知県						1.6E+4	16,000.0	16,000.0
24	三重県								
25	滋賀県						1.5E+3	1,500.0	1,500.0
26	京都府								
27	大阪府	1.6E+1			16.4		4.6E+3	4,614.8	4,631.2
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						1.1E+4	11,000.0	11,000.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県	5.4E+2	3.5E+3		4,040.0		3.2E+4	32,000.0	36,040.0
39	高知県								
40	福岡県						1.2E+5	119,000.0	119,000.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全	国	6.1E+2	3.5E+3		4,106.0		2.1E+5	210,314.8	214,420.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。